

## これまでの議論を踏まえた論点の整理②

## (検討の背景)

- ・ 昭和 27 年の電産スト等が国民経済と国民の日常生活に与えた影響は甚大であったこと等に鑑み、翌 28 年に制定。
- ・ 平成 27 年のスト部会報告（以下、「平成 27 年部会報告」という。）では、スト規制法は「現時点では存続することでやむを得ない」としつつも、「スト規制法の在り方については、電力システム改革の進展の状況とその影響を十分に検証した上で、今後、再検討すべき」と結論。
- ・ 平成 27 年の電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議で、平成 27 年部会報告における再検討の指摘に基づき、スト規制法の「廃止も含めた検討を行い、結論を得るものとする」とされた。

## 1. スト規制法の法的位置づけ

- 平成 27 年部会報告で以下のとおり整理している。
  - ・ スト規制法は、憲法第 28 条における争議権の保障が及ばない「正当ではない争議行為」の方法の一部を明文で禁止。
  - ・ スト規制法は、正当でない争議行為の範囲を明らかにしてその防止を図ることが主眼で、正当な争議行為も含めて一定期間禁止し、その間にあらゆる手段を講じて労働争議を調整・解決することを狙いとする労働関係調整法とは目的が異なる。
  - ・ 諸外国の労使関係法制では、電気事業に限定して争議行為を規制する法制は見当たらないが、電力供給を維持するための何らかのシステムを設けている。

## &lt;論点 1&gt;

⇒ 平成 27 年部会報告からの変化等を踏まえた上で、スト規制法の必要性を検討することが重要ではないか。

## 2. 電気及び電気の安定供給を取り巻く状況の変化等

(注) 電力システム改革の検証等を踏まえて議論。

- 電気の特殊性
  - ・ 電気は貯蓄不可能で、需給バランスを崩すと予測不能な大規模停電が発生することに変化はない。

## &lt;論点 2&gt;

⇒ 電気の特殊性は、平成 27 年部会報告から変化がないといえるか。

- 電気の重要性
  - ・ 電気は引き続き常時不可欠で代替不可能なエネルギー源で、データセンターや半導体工場の新增設、生成 AI の利活用拡大等に伴い、DX が進展する中でより電力需要が

増加する見込み。

- ・ 今後のエネルギー需給の見通しでは、効率的なエネルギー活用により、2040年までに最終エネルギー消費量の総量は減少するが、電化により総量に対する電力需要の割合は高まる見込み。

○ 電気の安定供給の重要性

- ・ 国民経済及び国民の日常生活における電気の安定供給の重要性は平成27年部会報告時に比べ増大。
- ・ 再生可能エネルギー拡大により、火力発電における発電量のボラティリティが増加し、調整負荷が重くなっている中で、カーボンニュートラルに向けた再生可能エネルギーの更なる拡大・火力発電の脱炭素化も同時に求められている。
- ・ 自然災害の頻発で電気設備の保全負荷が増大しており、今後も大規模災害のリスクがある。
- ・ ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化など、地政学的な経済安全保障のリスクが高まりつつある。

<論点3>

⇒ 電気の重要性が高まるとともにその安定供給を取り巻くリスクが多様化し、その対応が様々に求められる中、安定供給確保に係る課題の困難度は高まっていると言える。また、電気の安定供給を確保するためにはどのような対応が必要か。

○ 電気事業における労使関係

- ・ 電力システム改革により、発送電の法的分離があったものの、電力労使は対等の立場に立ち、健全な労使関係を築いている。
- ・ 近年では争議行為の実績はなく、引き続き労使関係は安定・成熟している。

<論点4>

⇒ 現状では、労使関係は安定・成熟しているが、今後の労使関係をどのようにとらえるか。

○ 電気事業の業務

- ・ 電気事業の業務は、平成27年部会報告時に比べ主に定型・日常業務の自動化・省力化により省人化が進んでいる。一方で、完全自動化には至らず、再生可能エネルギー拡大に伴う発電設備の出力調整への対応など、人による判断・対応が増加している部分もあり。
- ・ 業務内容の複雑化、技術革新に伴う頻繁なアップデートにより、複数月～複数年をかけた人材育成が必要な業務も見受けられる。

<論点5>

⇒ 争議行為時の非組合員（管理職）による業務の代替性についてどう考えるか。代替ではなく電気の安定供給に支障を生じさせないために必要な範囲で組合員が協力する

ようあらかじめ労使で取り決めるなどが考えられるか。

○ 電気事業者間の競争環境

- ・ 自由化された発電事業については、再生可能エネルギー電源は、新規参入が拡大。原子力発電は引き続きベースロード電源。火力発電は、以前はミドルベース運転をしていたが、現在は再生可能エネルギー電源増加により、発電量を調整しつつ運転する役割に変化。安定供給には需給バランスの確保が必要で、現時点では火力発電が安定供給の要の役割を担っている。
- ・ 送配電事業については、引き続き地域独占。

<論点6>

⇒ 電気事業者間の競争環境についてどう考えるか。

○ 地域間の連携体制

- ・ 今後も電力広域的運営推進機関が策定した広域系統長期方針に基づき、再生可能エネルギー大量導入とレジリエンス強化のため、全国各所での地域間連系線や地内基幹系統の増強が予定されている。

<論点7>

⇒ 電気の安定供給の観点から事業者間の連携による代替性をどう考えるか。